

令和7年(2025年)8月20日

令和7年8月の豪雨災害の被災者への賃貸型応急住宅の提供について

令和7年8月の豪雨災害により、住宅を失った方などを対象に、民間賃貸住宅を活用し賃貸型応急住宅として一定の期間提供します。

1 概要

被災時に熊本市に居住しており、災害により自らの資力により住宅を確保することが困難な方で、住家のり災状況による要件に該当する方を対象に、民間賃貸住宅を活用し賃貸型応急住宅として提供するものです。

「被災者」と「熊本市(借主)」と「物件所有者(貸主)」の三者で「定期建物賃貸借契約」を締結し、一定期間熊本市が家賃を支払います。

※詳細は別紙のとおりです。

本件に係る取材については下記問い合わせ先までご連絡ください。

[問い合わせ先]

熊本市 都市建設局 住宅部

住宅政策課

電話 096-328-2438

課長：荒巻 純生

令和7年8月の豪雨災害の被災者への 賃貸型応急住宅の提供について

1 入居対象者

- ・被災時に熊本市に居住し、他に居住できる住宅がなく自らの資力で住宅の確保が困難な方
- ・り災判定の区分が「全壊」または、「全焼」の方
- ・り災判定の区分が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であり、土砂や流木等により自らの住宅に居住ができない方
- ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、地滑り等により避難指示を受けている等長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方
- ・り災判定の区分が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であり、応急修理による住宅の修理期間が1か月を超えると見込まれる方

2 入居期間

- ・居住していた住家が持家であった場合には、入居の日から2年以内
- ・居住していた住家が借家又は公営住宅であった場合には、入居の日から6か月以内
- ・応急修理制度を併用する場合は、応急修理を申し込んだ日から6か月以内
- ・いずれの場合も、入居期間の期限を待たずに恒久的住宅の確保を果たした場合は、退去していただきます

3 対象となる住宅の家賃の上限額

- | | | |
|-------------|----|---------|
| ・ 1人（単身）の世帯 | 月額 | 5万5千円以内 |
| ・ 2人世帯 | 月額 | 6万5千円以内 |
| ・ 3～4人以下の世帯 | 月額 | 8万5千円以内 |
| ・ 5人以上の世帯 | 月額 | 13万円以内 |

※小学校入学年齢に達しない児童が1人の場合は入居人数に含めず、2人以上の場合は1人あたり0.5人（小数点以下四捨五入）として換算します。

（例）未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人、未就学児4人→2人

〈お問い合わせ先〉

熊本市 都市建設局 住宅部 住宅政策課

電話 096-328-2438